

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和5年第6回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、11月22日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。陳情第14号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第15号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第16号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情、陳情第17号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書は、総務福祉常任委員会に、陳情第18号 あきたこまちRについての陳情書は、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を11月22日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、専決処分の承認1件、条例の一部を改正する条例制定6件、指定管理者の指定が2件、補正予算7件、陳情5件となっております。また、定例会中の追加予定案件が1件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、11月30日木曜日を初日本会議、第2日、12月1日金曜日は一般質問及び各常任委員会、第3日と第4日は土日で休会、第5日から第7日まで事務整理等で休会、第8日、12月7日木曜日を最終日本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月7日までの8日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

---

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第6回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄お忙しい中、ご参会を賜り、ありがとうございます。

本日提出いたしますのは、議案として、和解及び損害賠償の専決処分1件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定について2件と補正予算7件の計16件でございます。

なお、会期中に補正予算を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

去る7月12日に議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表に出席いただき、小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換いたしました。

今年度も、自治会内の共助により行われる除雪作業の燃料費を町が補助するなど、町民に必要とされる施策を引き続き実施していくほか、空き家などからの落雪対策などについて、引き続き皆様と一緒に検討してまいります。また、今シーズンから新たに一本杉地区の融流雪溝が稼働を開始し、付近住民の冬期の生活環境向上を図ることができることになりました。

今冬の道路除雪は、昨年同様、小坂まちづくり株式会社などに業務を委託し実施するほか、大地自治会では今年度も自治会で地域内の除雪を実施いたします。

また、皆様の要望を聞きながら対応してまいります。産業全体で進んでいる人材不足は除雪業務にも影響を及ぼしており、昨シーズンより作業員の規模を縮小し体制を組んでおります。除雪路線の一部の見直しを行い、除雪作業の効率化を図りながら、冬期生活に支障が出ないように努力していく所存でございます。

さらに、町内道路の除雪がスムーズに進むように、国道・県道を管理する秋田県との連携をより一層深めていくよう努めてまいります。

町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民に優しい、満足度の高い安心・安全除雪を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げます。

次に、避難所開設運営訓練についてご報告申し上げます。

9月議会の一般質問において、防災訓練の重要性についてお答えさせていただいたところでございますが、町では大館市の防災アドバイザーと協議し、11月1日に向陽体育館において、町民や町社会福祉協議会職員、町職員を対象とした避難所開設運営訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、防災アドバイザーによる避難所の開設と運営の手順について講話で伝えただけでなく、参加者が3グループに分かれて、段ボールベッドと段ボール製間仕切りや防災用テントの組立てについて実際に体験していただきました。

また、NTTによる災害用伝言ダイヤルの利用体験や、無臭元工業による簡易トイレと衛生管理の説明をしていただきました。

本訓練には、17自治会から39人、町社会福祉協議会職員8人、町職員13名、合わせて60人が参加いたしました。参加者からは、初めて組み立てるので大変だったが、有事に備え自信がついた、よい経験になったなどの声をいただくなど、有意義な訓練を実施することができました。

今後も、町では防災アドバイザーや鹿角広域行政組合消防署の協力・指導を仰ぎながら、地域住民の防災力の向上と災害発生時の対応を身につけることを目的に、機会を捉えて防災訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、令和5年産米の生産状況等についてご報告申し上げます。

令和5年産米の米生産については、需要に応じた米生産に生産者自らが取組を行う新たな枠組みとなる生産の目安を参考とする生産計画の6年目になります。

最初に、主食用米の生産状況であります。秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会で鹿角地域の生産の目安を算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,088t、目安面積換算では208.5ha、目安率は51.4%となり、各農家に目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせしました。

各農家には、通知した生産の目安を参考に水稻生産実施計画書を提出していただき、農林班で春・夏・秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は前年より22.1ha増の181.3haとなりました。町の生産の目安は達成しておりますが、主な転換先である飼料用米が昨年より19.1ha減少しております。

次に、米の集荷状況についてですが、10月31日現在で7,454俵の集荷量となります。農家からの予約申込み数量は8,156俵でありましたので、出荷率は91.4%となりました。

また、当町の1等米比率は10月31日現在で68.4%であります。

なお、鹿角市は85.5%、東北農政局発表の秋田県水稻うるち米玄米1等米比率は、9月末現在で62.6%となっております。

次に、当日配付の報告でございます。

地域商品券事業の使用状況についてご報告申し上げます。

小坂町地域商品券事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進させるため、2,275世帯に、町内各事業所で使用できる1,000円の地域商品券15枚、1万5,000円分を送付いたしました。

10月末が使用期限となっております商品券の利用状況は、1,000円券の送付枚数3万4,125枚中、11月17日現在の集計で3万2,821枚が使用され、利用率は96.2%となっております。

消費が冷え込む時期において利用率も高かったことから、個人消費の拡大による一定の経済効果が図られたものと思っております。

次に、第15回ふるさと小坂会総会・親睦会についてご報告申し上げます。

11月25日に、東京のKKRホテル東京を会場に、首都圏等在住の小坂町出身者の方々、小坂町から駆けつけて参加されました皆様、そして来賓などを含め、総勢約100人による総会及び親睦会が、コロナ禍を経て4年ぶりに盛大に開催されました。

議会からは目時議長が、町からは私と教育長が出席いたしております。

正午から始まった総会では、会務・決算報告、そして予算案が承認され、役員改選では、永楽町出身の倉田正博様が引き続き会長の任に当たることなどが決定されました。

総会に引き続き、親睦会が催され、冒頭、私から町の近況として、日本山ぶどうワインコンクールの開催、和井内エリア道の駅整備などについて紹介いたしました。

親睦会では、小坂小・中学校の活動紹介や小坂高等学校の統合について、各校長先生から報告していただいたほか、昨年からの康楽館常打芝居に出演している男性レビューショー、神崎順&10c a r a t sのミニ公演、お楽しみ抽せん会で会場は大いに盛り上がりました。

会場の一角には、まちづくり株式会社及びハートランドマーケットによる物販コーナーが設けられ、総会開始前から、ふるさとの味を求める方々で大変な盛況でありました。

最後には、全員で小坂中学校校歌を斉唱し、盛会のうちに親睦会は終了いたしました。

ふるさと小坂会は町の強力な応援団であり、今後も連携をさらに密にして、よりよいまちづくりに結びつけてまいりたいと考えておりますので、議員各位からも引き続きご指導を賜ることをお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、まなびピア2023についてご報告申し上げます。

まなびピアは、年1回の生涯学習のつどいとして平成2年度から始まり、町民の生涯学習活動の総合的な交流と発表の場として、より一層効果的な生涯学習活動の推進を図るために開催しているものです。

10月7日、8日の2日間にわたって開催され、今年度はコロナ禍で中止していた飲食コーナーを再開し、通常開催といたしました。作品・活動展示には、一般町民・団体の作品のほか、町内保育所や小坂中学校の作品などが出展されました。また、太極拳、コーラスの発表、体験コーナーなど、どれも大変好評でした。

来場者は、昨年度を大きく上回る約800名の方が足を運んでくださいました。

初日は、小学校体育館で学習発表会、2日目はセパームアリーナで坂中祭と合唱コンクールが同時開催され、まなびピアにもたくさんの保護者の方が訪れてくださいました。

両校のステージ発表では、ふるさと小坂についての発表や、合唱、劇、ダンス、英語暗唱・弁論発表など、小中一貫教育校としてのふるさとキャリア教育の成果が見られ、観客から多くの拍手をいただいていた。

教育委員会では、今後とも生涯学習に関する事業をより一層充実させ、学校との連携により、まなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

次に、10月1日に由利本荘市で開催された秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン」についてご報告申し上げます。

10回目の開催となりました「ふるさとあきたラン」が由利本荘市内を回る8区間24.22kmの特設コースで行われ、25市町村30チームが出場いたしました。

小坂町チームの選手選考は、年度初めから準備を進めていたため、よいメンバーをそろえることができました。小学生、中学生、高校生、一般と、みんなが懸命にたすきをつなぎ、町の部で5位、総合で19位という結果でした。

会場には、遠方にもかかわらず駆けつけた町民、選手の家族、教員など、大勢の声援が選

手たちの走りを後押ししてくれました。

なお、本大会は、一部の市町村で選手の確保が難しくなっていることから、今年をもって休止となります。

次に、11月19日に開催された康楽館演劇祭についてご報告申し上げます。

7回目となった康楽館演劇祭は、劇団能代小劇場、秋田県立花輪高等学校演劇部、小坂相撲甚句会、ボーイズドレッシング、黒子座きつずに出演いただきました。

この演劇祭は北の演劇祭と演劇フェスティバルを引き継いだもので、小坂町の貴重な近代化遺産であり、国指定重要文化財「康楽館」の舞台で幅広い人材の交流を図るとともに、多様な舞台創造の拠点として発信することを目的に開催しているものです。

劇団能代小劇場は今と昔の街角の風景を、秋田県立花輪高等学校演劇部は令和の日常にはらむ危険を「白雪姫」のストーリーに乗せて表現しました。

小坂相撲甚句会は本物の相撲装束で登場し、小坂町を題材とした甚句を披露し、ボーイズドレッシングは岩手県盛岡市の劇団で、2つのベランダを舞台に悲喜劇を演じました。

そして、上演の最後を飾った黒子座きつずは、小坂町出身でわらび座の元役者の尾樽部和大人さんによる脚色・脚本・演出の「山神社のお札」に挑戦しました。町内小中学校から19名が応募し、9月中旬から尾樽部さんから指導を受け、一生懸命練習をしてきました。元気あふれる舞台は、観客の皆さんにも喜んでいただけたものと思っております。

今回の演劇祭は、約400名の方に来場いただきました。多様な作品が多く、来場いただいた皆さんには、飽きることなく楽しんでいただけたものと思っております。

今後も町民の皆さんとの関わりを大事にして、康楽館演劇祭を継続し、芸術文化の活性化を図ってまいります。

次に、「新編 小坂町史」発刊の見通しについてご報告申し上げます。

本年度の「新編 小坂町史」編さん事業は、前年度事業を繰り越し、教育委員会所管事業として業務を進めてまいりました。既に最終校正を終了し、印刷作業が進められており、12月末までに納品されることになっております。関係機関や関係者、ご協力いただいた方々にお届けするほか、できるだけ早い時期に一般の皆様にも頒布できるよう準備を進めてまいります。

さて、「新編 小坂町史」は、既刊の「小坂町史」同様にB5版の体裁で、自然環境編、原始・古代・中世編、近世編、近代編、現代編、民俗編、人物編で構成され、本編のみで1000ページを超えるほどの大部なものとなりました。

当初の目的にあるように、歴史を知ることによって郷土愛を育み、未来へと向かう小坂町の新たな歩みを理解し、将来の礎となり得る手引きとなるものと自負しているところです。

議員の皆様から数度の発刊延期をご承認いただいたことに、心からのおおびと感謝を申し上げます。

最後に、この場をお借りし、編集・執筆にご指導、ご協力いただいた町史編さん委員、協力員の皆様、そして、各分野の資料調査等にご協力いただいた関係機関をはじめ、町民の皆様に改めて厚くお礼申し上げます。

以上で教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

---

#### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第83号 和解及び損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについてを議題といたします

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第83号 和解及び損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、町道停車場線において、令和5年8月12日に発生したアカシアの倒木により康楽館駐車場に駐車中の一般車両を損傷させた事件について、相手方と示談交渉が調いまして、和解及び損害賠償の額を定めたものでございます。

今回、このような事件を発生させたことについて深くおわび申し上げますとともに、改めて町道の維持管理を徹底するよう指示いたしました。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。



9番。

○9番（小笠原憲昭君） 若干詳細を教えてくださいと思います。

倒木とありますけれども、どういう状況下で、どの程度の木が車に損傷を与えたのか。

それから、この補償される金額の内訳ですけれども、車両の修理のみか、それとも迷惑料といえますか、慰謝料みたいなものが含まれているのか。

それと、この負担の財源は保険が適用されるものか、それとも一般財源が充当されるものか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、倒れたアカシアの木ですが、康楽館通りの康楽館駐車場側のほうのバスベいの広がっている部分に生えている、太さにして直径二、三十cmぐらいのアカシアだったと思いますが、それがほぼ根元から駐車場側に倒れて、駐車場に駐車していたこの方の車に、枝がほぼ覆いかぶさるような状態で倒れてしまい、車の広範囲にわたって傷がついたという損害でございました。

損害の内容ですが、迷惑料のようなものは一切払っておりませんで、修理代と、あと修理の期間、代車が必要ですので、それに係るレンタカー代がほとんどでございます。

それから、これは全額、町で加入している共済の保険で賄いました。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私は、いろいろな場で、やはり観光地であるがゆえに、アカシアの木は非常に風等について危険を及ぼすおそれが多々あるということで、適宜適切な管理をされるべきではないかと申し上げてきたつもりです。

今、最後に町長から、今後はこういうことのないように適切に管理をしていくとお話がありましたけれども、これはやはり月に1回なり、適宜巡回をしながら、危険がないような状態というのを、これは不可抗力もあると思うのですけれども、そういう状況をやはりチェックしていかないと、またこういう心配、事故が起きてくると懸念されますから、その辺の対策をどう考えているのか少しお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 町道に関しては、役場が動いている平日は毎日、町道のパトロールを委託している者に巡回して見てもらっております。実際は、目視によるものでございますので、目で見て腐朽とかがあれば対処は可能だと思います。

あと、車両等でパトロールしていて、少々の傾きがある場合は倒木を未然に防ぐために伐

採と、電線などがある場合は東北電力さんやN T Tさんに依頼して対処しております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第84号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第84号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード用

の利用者証明用電子証明書とは別に、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備（スマートフォン）用の利用者証明用電子証明書が創設されました。

これにより、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について、これまでの個人番号カードを利用した交付に加え、移動端末設備を利用した交付も可能とするために改正するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第85号～議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第85号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第86号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第87号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定については、関連がありますので、一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第85号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第85号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に、給与条例の改定を行ってきております。

本年度も、人事院が8月7日に国家公務員の給与改定についての勧告を行い、それを受け、政府は、その勧告どおり実施することを10月20日の閣議で決定いたしております。

また、秋田県人事委員会においても、10月11日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県では、その勧告に従った条例改正案を11月28日に秋田県議会に提出いたしました。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、給料及び期末・勤勉手当の引上げ等について、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものでございます。

給料月額、県内民間との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げ、これに基づき改める給料表は今年4月1日から適用されるものでございます。

期末・勤勉手当については、一般職員の年間支給月数を0.15月、再任用職員は0.1月引き上げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.3月から4.45月に、再任用職員は2.25月から2.35月に改めるものでございます。

以上の改定内容については、小坂町職員労働組合に対し説明し、了解を得ております。

議案第86号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長の給料は、平成16年度から削減措置を講じた給料月額を支給してまいりましたが、特別職報酬等審議会での審議を経て、引上げ改正するよう答申を受けましたので、町長の給料月額62万8,000円を70万6,500円に、副町長の月額53万4,600円を56万4,300円にそ

れぞれ改めるものでございます。

施行は令和6年4月1日からいたします。

また、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、秋田県の例を参考に、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げ、現行3.15月を3.25月とする規定に改めるものでございます。

支給月数は、令和5年度においては、現行の12月支給分を0.1月引き上げ、1.675月に、令和6年度以降においては、現行の6月及び12月支給分をそれぞれ0.05月引き上げ、1.625月とするものでございます。

適用・施行期日については、一般職と同様でございます。

議案第87号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

議員の報酬については、特別職報酬等審議会での審議を経て、引き上げるよう答申がありましたので、議長の報酬月額を28万9,000円に、副議長を25万2,000円に、常任委員長及び議会運営委員長を24万円に、議員を23万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日といたします。

また、議員の期末手当につきましては、常勤の特別職と同様に、期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職と同様でございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細の説明をいたします。

議案審議の参考の2ページと3ページに今回の改正の概要を載せております。4ページから14ページまでは改正に係る新旧対照表を掲載しております。

概要の資料で今回の改正の内容を説明しますので、2、3ページをご覧ください。

今回の主な改正は、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠し行うものです。

議案第85号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、令和5年度の給与改定の見直しを規定しました。

(1)の改正条例第1条の①は、行政職給料表及び医療職給料表の改正です。

民間給与との較差の解消を図るため、若年層に重点を置いて引き上げをしています。

令和5年4月1日に遡及して適用いたします。

②は、期末・勤勉手当の年間支給月数の変更です。

これも民間支給状況との均衡を図るため、一般職員は年間4.30月の現行支給月数を0.15月引き上げ、4.45月とするもので、引上げ分は期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.1月分を充てます。令和5年度は、既に6月期を支給済みですので、引上げ分は全て12月期支給分に上乗せすることとします。

再任用職員は、0.1月の引上げで2.35月とし、期末手当に0.075月分、勤勉手当に0.025月分を充てます。

12月期分に上乗せして支給するため、令和5年12月1日の適用といたします。

(2)の改正条例第2条は、期末・勤勉手当の年間支給月数の変更についてです。

令和6年度以降の支給月数について、一般職員の期末・勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を変更し、それぞれ期末・勤勉手当を合わせて2.225月ずつとします。

再任用職員についても同様に、1.175月ずつに変更し、令和6年4月1日からの施行といたします。

2番、(1)の議案第86号では、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数の改正に伴い、町長、副町長、教育長の特別職の期末手当の年間支給月数を0.1月引き上げ、3.25月に改正しています。

(2)の議案第87号では、小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数を特別職と同様に改正しています。

次に、議案審議の参考13ページにあります新旧対照表で、特別職の給料の改正について説明します。

13ページをご覧ください。

下のほうの表の第2条による改正をご覧ください。

今回の改正は、平成16年度以降、町長が20%、副町長が10%の削減措置を講じてまいりましたが、昨年、議会議員の期末手当の削減措置を改めたことや、県内町村との権衡などにより、削減額の半分に相当する額を引き上げるものです。

町長の給料月額、現行62万8,000円を7万8,500円引き上げ、70万6,500円に、副町長は、現行53万4,600円を2万9,700円引き上げ、56万4,300円にするものです。

この給料改正に関しては、11月6日に開催した特別職報酬等審議会の審議を経て、諮問どおりに引き上げることとする答申を11月13日に受けております。

施行は令和6年4月1日からとします。

次に、議会の議員報酬の改正について説明しますので、14ページの新旧対照表をご覧ください。

同じく下のほうの第2条による改正の部分をご覧ください。

議長の報酬月額、現行25万3,000円を3万6,000円引き上げ、28万9,000円に、副議長は、現行22万9,000円を2万3,000円引き上げ、25万2,000円に、議員は、現行22万2,000円を1万5,000円引き上げ、23万7,000円にします。議員のうち、常任委員長と議会運営委員長は1万8,000円の引上げで24万円といたします。

この改正につきましても、特別職報酬等審議会より答申を受けております。

施行も同じく令和6年4月1日からとします。

以上で詳細の説明を終わります

○議長（目時重雄君） これより議案第85号から87号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 私も議会の人間として、議員の報酬については、全国の町村議会議長会において、議員の成り手不足の理由は何なのかということ、いろいろと勉強した経緯からすれば、議員の報酬は上げるべきものだと思っております。

また、先ほどの説明にもありましたとおり、町長、副町長等の給料について、約20年近く2割減のままできたことについては、いつかはこれは適正なものに戻さなくてはならないという思いではありました。ただし、この4年間の小坂町の行政の在り方を見てみると、例えば職員の使途不明問題が発覚したりとか、また、町史編さんについて12月中にはできるという話を、今、教育長からご報告いただきましたが、ここまでずると先送りになってきたこと、それから砂子沢ダムの砂の混流による断水、これは想定外の事態であったという説明は受けておりますけれども、それらに伴って、町民の皆さんは大変な不安を覚えたのではないだろうかなどと思っております。

そして、十和田湖の道の駅もいろいろな町のガバナンス、統治能力が欠けていたと思っております。結局はオープンが先送りになり、これに伴って、民間の方々が建てようとしている和井内貞行翁、またカツ夫妻の銅像も宙ぶらりんの形になってしまった。本来であれば、今年10月に建立されるべきものが、今は、どうやら青森県のほうで、その銅像を預かってもらっておるというお話でありました。

それから、鹿角市のニュースとして伺っていることですが、発荷峠から東側1.7kmほど先

に甲岳台という非常に眺望のいい場所があり、鹿角市とすれば、町が扱う道の駅に対し我々も貢献をしていきたいという内容であったと思っておりますが、その手続きに関して、小坂町が国に対して行うべき申請を行っておらなかったということがニュースになったわけであります。

鹿角市議会産業建設委員会に対し、鹿角市の説明は、令和5年度中の着工は難しい、よって、工事費予算4,600万円はそのまま使途できない状況になっているというものでした。こういうことが、私たちの議会に全く話がされておらないという状況、言わば議会を無視しているのではないかと捉えられるような状況になっている。このことについて、まず、町長からお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 本当に、私の指導不足といえますか、今までのいろいろな職員の不手際などにもつながっていると思います。また、様々な事業においても、関係し影響するところがいろいろありますので、その辺は本当に十分注意していかなければならないと思っております。

その辺は全協で話をさせていただくということでもありますけれども、今、言わせていただくのは、鹿角市との関係につきましては、決して議会を軽視しているというつもりはございませんということです。ただ、報告できる状態でなかったというところもあります。議員の皆様には、別からいろいろ話が聞こえていった部分も多々あると思いますので、十分私どもも注意していかなければならないものと思っております。今後も、議会を軽視することなく、最優先にしながら、報告等々をしっかりとしていきたいと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 今町長から、まだ報告する段階ではなかったからという話がありましたが、ここ最近では、どうしてもニュースのほうが早くて、その後に町から報告がされるというパターンが多くあります。本来であれば、まだ完全に煮詰まっていなくても、こういう状況にあるといった報告は、町が議会に対していち早く行わなくてはいけないことではないかと私は思いますので、それを強く言いたいわけであります。

今回提案されました職員の給料に関する条例の一部改正について、私は否定するものではありません。ただ、町長並びに副町長、それから議会の報酬等に関しては、先ほども言ったとおり、町が本当にガバナンスが利いていない状態で町民がどう思っているのか、また、甲



岳台の問題で鹿角市の方々にもご迷惑をかけていることを踏まえた場合、今回のこの議決は、まだ時期尚早ではないのか。少なくとも、令和6年度これが全て完成した段階まで、1年遅らせても私はいいのではないかと思います、その辺について町長はどう思いますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今回の報酬等審議会の答申を受けて、了解は得られましたけれども、町長、副町長については、来年でも私はいいと思っております。

ただ、職員とか、議員の皆さんについての議案については、皆様から審議いただき、通しただけであればという思いであります。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 先日、全員協議会の中で私は発言をさせていただきましたが、我々議会のチェック機能がどうなのかという問題がやはり発生すると思います。執行部と議会は車の両輪だとよく言われますけれども、我々議会も全くチェックできない状態で時は流れた。それで、多くの方々にご迷惑をおかけしたとなれば、今、町長は、議会だけは上げてもいいだろうという話はありませんでしたが、やはりそこは町長と議会が一緒になって、仮に1年遅らせるのであれば、私はそれはそれで肯定できますけれども、今日のこの段階では腑に落ちない。そういう思いでありますので、そういう表明をさせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか、ございませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今、質問を聞いていたわけではありますが、基本的に、現在の報酬についての考え方、これは町長の職務はどうあるべきかとの関係も含めて論議をされるべきだろうと思いますが、1つには、報酬審議会という機関で審議をいただいて、妥当だという結論を得た。これは、やはり1つ尊重すべきであろうと認めているところであります。

意見等で、確かに、指摘する部分について同調する部分もございませぬけれども、そういう部分も含めて、しっかり身を引き締めて職務に当たるという思いは非常に大切だろうと。この報酬審議に当たって、審議された過程の中で、報酬はやはり1つ引き上げるという審議会の結論が出た。それをどう受け止めるかという問題に係ってくるだろうと思います。そういう点で、これからの職務執行、私たちを含めて、身を引き締めて、この報酬審議会の結論を受けて職務に当たっていくという思いを含めた姿勢が必要なのではないかと認めるところであります。

最近の各市町村の状況、全国的な状況等々あるいは経済状況等を含めて考えた場合に、これまで引き上げてこなかったことについて、やはり一定の改善をするということは、この時期に妥当なものだろうと思っているところではありますが、その辺、町長はどう思っているかお答えいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、平成16年あたりから、ずっと増えないで来ておりましたけれども、今、このように民間の給料も賃上げがいろいろ問題になってきております。自分のところでありますと、今まで20%カットしたままで来ておりました。別に、自分としてはどうのこうのではないけれども、今後の方がその職に当たったときに、この金額でいいのかという思いをしておりましたので、今回の給料改定について、審議会からも上げたほうがいいというような提案も受けたと聞いておりましたので、今回、提案させたということであります。

ただ、やはり自分としては、自分がやっている間は据え置いてもいいという思いはありますけれども、次になる方のことを考えると、できるだけ早くそれを決めておいたほうが私としてはいいのではという思いで、今回が時期的に最適なのではないかという思いで提案させていただきました。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第85号から第87号までの討論はありませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 先ほど申したとおりであります。

今回の提案内容については、私は、職員の問題については肯定しますが、町長並びに副町長、そして議会については反対をさせていただく立場での討論ということをお受けください。

先ほども申し上げましたが、今の町は、どうしても町民の方々はいろいろな心配を持っていらっしゃる。なぜ本来進むべき行政の仕事がこのように停滞するのかという点では、非常にいろいろな思いでお話をされる町民の方もいらっしゃるわけではありますが、私たち議会は、それを酌み取りながら、この議場でお話をさせていただく、それが私の使命だと思っておりますので、こういう形でお話をさせていただきました。

いずれ、今回の議案に対しては反対であります。

ぜひ、来年度には道の駅が完成をし、また、鹿角市から話のあった甲岳台関係の手続きが完了してから、令和7年度の4月1日をもって、報酬改定を進めていけるような体制で私はやっていただきたい。

そのように思いつつ、討論とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 私は、結論的に、特別職、非常勤特別職を含めて、今提案については賛成をしたいと思って討論をさせていただきます。

先ほど質問のところちょっと触れましたけれども、現在の町政の状況がどうであるから報酬を上げるべきではないという基本的な論議には反対であります。これはやはり引き離して考えるべきであろうと思うわけであります。職務執行に当たって必要な報酬はどうあるべきかという観点で、報酬は決めるべきであろう。

しかしながら、そうはいつでもという意見もありますけれども、それは、この報酬の引上げをしっかりと受け止めて、その報酬に見合う仕事をするという決意を含めた受け止め方が必要であろうと思うわけであります。そういう点で、しっかりと職務を執行するためにも、報酬はきちんと保障していくという体制は取っていかねばならないのではないかという思いを強くしているところであります。

そういう観点から、今回の報酬については必要な引上げだろうと考えて、提案に賛成の意思表示をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論はありますか。

4番。

○4番（亀田利美君） この案件については、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

審議委員会の中でも、鹿兒島議員が話したように通っていますので、これは妥当だと思います。

ただ、先ほど成田議員の質問に対して、町長が、私の報酬は据え置いてもいいと発言をしております。ですので、これは通ったとしても、私は町長の報酬はやはり返還というふうな態度を取ってもいいのではないかと。

それを討論の中で申し上げて、終わります。

○議長（目時重雄君） その他討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第88号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第88号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬額等を規定している別表のうち、第1条は本年4月に施行された小坂町個人情報保護審査会条例に伴う語句の整理を行うものであり、第2条は監査委員についての報酬の額を改めるものでございます。

第2条につきましては、小坂町の監査委員の報酬の額は、県内の他町村の状況と比較すると平均額を大きく下回っている状況にあります。監査委員の業務内容及び業務量、さらには業務上の責任等を勘案し、その報酬額について、知識経験を有する者のうちから選出された監査委員の月額2万5,000円を3万円に、議員のうちから選出された監査委員の月額1万6,400円を2万円に改め、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質問はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第89号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第89号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令がそれぞれ公布されたことに伴い、条文を改めるものでございます。

内容は、出産被保険者の産前産後の期間に係る国民健康保険税額の減額についての規定の追加が主なものでございます。

施行日は令和6年1月1日となります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第89号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、16ページをご覧ください。

条文の改正につきましては、17ページから20ページまでの新旧対照表を参照いただきたいと思います。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました主な改正内容をご説明いたします。

出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置を追加するものであります。

減額対象者は、出産する予定の被保険者または出産した被保険者で、減額内容につきましては、出産被保険者に係る国民健康保険税所得割額及び均等割額の出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間、減額されます。

多胎妊娠の場合は、国民健康保険税所得割額及び均等割額の出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間が減額されます。

いずれも、出産被保険者に係る国民健康保険税年税額を月割りで減額するものであります。

施行日は令和6年1月1日とし、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

以上、簡単であります。詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質問はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたし

ます。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第90号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、七滝観光物産直売所、通称「滝の茶屋 孫左衛門」の指定管理者を指定するものでございます。

七滝観光物産直売所は、明治百年通りと十和田湖を結ぶ道の駅として、観光情報の発信や観光案内及び地場産品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、町の活性化に資することを目的に設置されているものでございます。

指定管理の申請については、公募により10月13日まで受付したところ、有限責任事業組合京彩会、株式会社タクト、株式会社s o o p o i n tの3団体から申請がありました。

11月7日に職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を行い、選定基準を参照しながら審査を行いました。

その結果、最も評価の高かった株式会社s o o p o i n tを候補者に選定いたしました。

選定された株式会社s o o p o i n tは、七滝活性化拠点センターを拠点として、昨年10月に新たに設立された町内事業者であります。

代表の方は、現在、別会社としてではありますが、町の指定管理施設である十和田ふるさとセンターの運営や、ふるさと納税業務について実績があり、提案内容も十分に町の活性化を期待できるものと判断いたしました。

指定管理者につきましては、指定施設である厨房、売店、飲食スペースを活用しての地場産品販売や魅力的な飲食物提供などの自主事業を行うことにより、安定的な収益を確保し、秋田県の施設であるトイレ棟、休憩施設と併せて健全な運営を行っていただきたいと考えております。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月



から管理・運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 孫左衛門であります。最近、非常に、ある意味では評判が悪くて、はっきり申し上げます。行って、食べるものがあまりないと。大体、孫左衛門等については、行楽のついで、何か食べたいというところで立ち寄るわけですが、そう思って寄っても、食べるものが1種類か2種類しかないというお話で、非常に評判が悪かったわけです。

選定委員会の中で、そういう評判を含めて受け止めていると言えると思うのですが、今の町長の話では、そのことにちょっと触れて、そういうことがないような内容にしたいという話がありましたけれども、選定委員会の中で、そういうことについての協議はされたのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 選考委員会の中では、協議というよりも、提案について、こちらでいろいろ質問をして、それを採点したということになるかと思えます。

現在の指定管理者に対して、メニューは今までどおりですかという形で質問をされた委員がおりまして、メニューについては、今までどおりという回答が得られました。

選定されたs o o p o i n tさんに関しては、多種多様なメニューを提供できると。例えば、桃豚カツ丼、ヒメマスカツ定食だとか、そういうバラエティーに富んだメニューを提供できるという提案がございました。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） その辺が非常にポイントとして、特に道の駅等についてはあると思うのです。町民の方も何か食べに行きたいと思って行ったけれども、さっき言ったように、ほとんど種類がなかったという、町民の方からもそういう声があったわけでありまして。

ましてや、観光に来られた方は、そう思いながらも誰にも言えないわけですね。町民なら言ってくれることがあるけれども、観光で通る方は、それでもう寄らないということになってくると思いますので、そういう点で、せつかくの貴重な施設でありますので、町民あるいは旅行者等について好評を博すような施設になるような努力をぜひお願いしたいと思います。

す。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質問はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第91号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、十和田ふるさとセンターの指定管理者を指定するものでございます。

十和田ふるさとセンターは、十和田湖西湖畔大川岱地区の観光拠点として、町の観光情報の発信をするとともに、観光客との交流を推進し、町民の福祉の向上と地域の活性化に資することを目的に設置されているものでございます。

指定管理の申請については、公募により10月13日まで受付したところ、株式会社 s o o p o i n t の1団体からの申請がありました。

11月7日に職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答を行い、選定基準を参照しながら審査を行いました。

その結果、株式会社 s o o p o i n t を候補者に選定いたしました。

選定された株式会社 s o o p o i n t は、七滝活性化拠点センターを拠点として、昨年10月に新たに設立された町内事業者であります。代表者の方は、現在の指定管理者である十和田湖西湖岸地域開発合同会社にて十和田ふるさとセンターの運営を行っておられ、新たに提案された内容も、十分に町の活性化を期待できるものと判断いたしました。

指定管理者につきましては、指定施設である厨房、飲食スペースを活用しての魅力的な飲食物提供、地域資源を活用したアクティビティなどの自主事業を行うことにより安定的な収益を確保し、健全な運営を行っていただきたいと考えております。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月から管理・運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第92号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第92号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第92号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第4号）について提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金や老人保護措置費・児童運営費に係る委託料、農業振興費関係補助金や小学校教科書の令和6年度改訂に係る経費などを追加したほか、必要経費の調整額を補正しております。

また、給与改定などに伴う人件費の調整を行っております。

歳入では、事業に関連する国県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として財政調整基金繰入金を措置しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5,371万7,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を47億4,373万6,000円にするものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第4号）の詳細について説明しま

す。歳出から説明しますので、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費は、先ほど可決いただきました議員の期末手当の改定に伴う議員期末手当31万1,000円と、職員の人勧に係る給与改定分18万3,000円をそれぞれ増額しています。

この後の各項目においても、職員及び会計年度任用職員の異動及び給与改定により職員人件費などを調整しておりますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節交付金の自治会活動費及び自治会運営費は、実績による精算の減額です。

財源内訳欄の国県補助金8,000円は、自衛官募集事務委託金、その他5万6,000円は、昨年度、県に派遣していた職員の賃貸住宅清算金受入分です。

4目財産管理費、歳入において高速道路に係る土地貸付収入42万7,000円と、公用車等物品売払収入25万円、東北電力からの伐採補償金38万3,000円を受入れたことによる財源の振替です。

5目企画費です。

12ページに移ります。

18節の生活バス路線運行費等補助金2,312万5,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は上向七滝線分が350万6,000円、花輪線分1,388万1,000円、大館線分573万8,000円となっています。前年度との比較では、全体で137万2,000円の増となっており、人件費及びエネルギー価格高騰による燃料費負担の増が大きな要因となっています。

財源内訳欄の国県支出金144万円は、地域内フィーダー系統確保維持費県補助金、その他のマイナス1,000円は、企業版ふるさと納税を6款農林水産業費へ振り替えたことによる財源の振替です。

6目電子計算費、13節の機械器具借料は、サーバー等機器更新事業が完了したことによる精算の減額です。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、森林環境税の賦課徴収等住民税改正対応改修分が167万5,000円、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修分が37万4,000円、介護報酬改定に係るシステム改修分が252万4,000円、それぞれ計上しています。

財源内訳欄の国県支出金126万1,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修分の介護保険事業費国庫補助金です。

8目バス運行費、地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金45万2,000円の減額と、生活

バス路線等維持費県補助金26万円を5目企画費へ財源振替したことによる財源区分の変更をしています。

次に、2項徴税費、2目賦課徴収費、22節の町税過誤納還付金100万円は、不足見込み分です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節の介護保険施設等物価高騰対策事業補助金は、実績による精算減額です。

27節の国民健康保険特別会計繰出金は、人件費調整分です。

財源内訳欄の国県支出金は、エネルギー価格高騰対応地方創生臨時交付金がマイナス6万円と、介護保険施設等物価高騰対策事業費県補助金が同じくマイナス6万円です。

2目高齢者福祉費、7節報償費から11節役務費は、金婚式事業が終了したことによる精算減額です。

12節業務委託料1,100万円は、養護老人ホーム入所者の増による不足見込み分です。

財源内訳欄その他の85万円は、養護老人ホーム入所者負担金です。

6目福祉保健総合センター管理費の14節工事請負費は、空調設備設置工事終了による精算減額です。

7目介護保険費、27節介護保険特別会計繰出金は、人件費調整分です。

2項児童福祉費、2目児童運営費、12節児童運営費委託料は、町外の幼稚園に途中入園児が発生したことにより、594万3,000円を措置しています。

14ページに移ります。

18節すこやか子育て支援事業補助金は、副食費の単価改定による増額分です。

財源内訳欄の国県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金国庫分22万2,000円と県分8万円、それから、すこやか子育て支援事業費県補助金が15万9,000円です。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費の22節国庫支出金返還金は、前年度給付金事務費の精算による返還金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、令和4年度決算確定に伴う繰越金の計上及び交付税算入額の確定、金属価格高騰による物品売払収入の増、人件費の調整などにより358万2,000円の減額です。

4目予防費、ワクチン接種体制確保事業の精算により、7節報償金、11節通信運搬費、12節業務委託料をそれぞれ減額しています。

財源内訳欄の国県支出金マイナス448万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体

制確保事業国庫補助金です。

2項清掃費、2目塵芥処理費、10節修繕料の14万7,000円は、不燃物捨て場の重機の修理分です。

3項1目診療所費、27節繰出金は、歯科診療所特別会計の人件費調整分です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の18節農業新技術導入支援事業補助金464万円は、啓翁桜の出荷調整施設新設に伴う補助で、補助率は2分の1です。

有害鳥獣対応事業補助金115万円は、猟友会の出動回数増加に伴う増額分です。

水田利活用向上事業補助金及び戦略作物種子購入補助金は、ソバの栽培面積確定による減額です。

16ページに移ります。

夢ある園芸産地創造事業補助金62万5,000円は、大豆の播種機を購入する農業法人に対する補助で、補助率は12分の5です。

財源内訳欄の国県支出金50万円は、夢ある園芸産地創造事業費県補助金です。

7目バイオマスタウン推進費、15節資材費は、菜種買取資材費の実績による精算減額です。

8目グリーンツーリズム推進費、歳入において企業版ふるさと納税を受入れたことによる財源の振替です。

2項林業費、1目林業振興費、こちらは、歳入において緑化事業寄附金を受入れたことによる財源の振替です。

7款1項商工費、2目商工振興費、10節光熱水費84万円は、七滝活性化拠点センターの不足見込み分です。

財源内訳欄の国県支出金6万円は、財源振替による地域応援商品券事業に対するエネルギー価格高騰対応地方創生臨時交付金です。

4目康楽館費、12節業務委託料は、康楽館歌舞伎大芝居事業の実績により213万7,000円を精算減額しています。

財源内訳欄その他のマイナス1,330万3,000円は、観劇券収入の実績による減額です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節補助金は、不足が見込まれる分として住宅リフォーム支援事業に80万円、ブロック塀等撤去支援事業に20万円を追加で計上しています。

3項河川費、2目河川整備費、歳入において、権限委譲推進県交付金を受入れたことによる財源の振替です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、こちらは歳入において、権限委譲推進県交付金の受入実績による財源区分の変更でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費、10節修繕料は、不足見込み分として100万円を計上しています。

財源内訳欄のその他は、定住化促進住宅の共益費分です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、新規採用職員用の活動服の購入、ドローンの購入のほか、備品購入費の増などにより793万9,000円を措置しています。

18ページに移ります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、12節業務委託料は、通学バスの実績により310万円の精算減額です。

19節扶助費の子ども子育て支援事業施設型給付費は、途中入園により町外幼稚園の入園児が増加したことにより、260万1,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金国庫分96万4,000円と県分が48万2,000円、施設型給付費地方単独費用県補助金が33万5,000円です。

2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費は、令和6年度改訂分の教科書、指導書及び指導用教材を購入する分として316万3,000円を措置しています。

2目教育振興費、18節各種大会派遣費補助金は、不足見込み分の計上です。

3項中学校費、1目学校管理費、10節の燃料費は不足見込み分で、100万円を追加計上しています。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費、14節設備改修工事費は、当初予算で計上している交流センターの発電機更新工事が資材等の高騰により予算不足となるため、110万円を追加で計上しています。

14節設備設置工事費は、交流センター内外の防犯機能を強化するため、新たに監視カメラを設置する経費として242万円を措置しています。

6目図書館費、7目郷土館費は、いずれも10節燃料費及び光熱水費に不足見込み分を追加計上しています。

5項保健体育費、4目学校給食費、10節消耗品費は、給食調理室厨房で使用している消耗品類を一新するため、183万3,000円の計上です。

修繕料8万3,000円は、多機能加熱機器のスチームコンベクションの修理代です。



続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、8ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において、一般財源については、9款地方特例交付金17万2,000円、17款一般寄附金73万6,000円のほか、不足する分を18款繰入金の財政調整基金繰入金に6,263万2,000円を措置して収支の調整を図っております。

以上で補正予算（第4号）の説明を終わります

○議長（目時重雄君） 議案第92号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

これより昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

#### ◎議案第93号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第93号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第93号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,158万8,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に18万7,000円、一般被保険者療養給付費に958万8,000円を増額し、人事異動に伴う職員人件費で181万6,000円を減額、会計年度任用職員人件費で16万1,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、人事異動に伴う人件費減額分として一般会計繰入金を170万6,000

円減額し、前年度繰越金確定に伴い、前年度繰越金へ977万5,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第93号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第94号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第94号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第94号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,836万4,000円にするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、4款繰越金へ3,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金へ3,000円を追加するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第94号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第95号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第95号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第95号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも178万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,970万7,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目一般管理費において、介護保険職員人件費及び会計年度任用職員人件費の調整分として178万4,000円を減額しようとするものでございます。

歳入補正の主な内容は、3款国庫支出金において、歳出の実績見込みによる国負担分として、2項2目地域支援事業交付金、介護予防事業について93万7,000円を、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業について65万円を、7款繰入金において、歳出補正の会計年度任用職員人件費の減額に対する充当分として19万7,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも23万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を351万4,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目会計年度任用職員人件費の調整分として23万2,000円を追加しようとするものでございます。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、2款1項1目一般会計繰入金へ23万2,000円を追加し、調整しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第95号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたし

ます。

---

◎議案第96号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第96号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第96号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも17万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,860万円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、受付業務を行うパートタイム職員1名増員に係る委託料99万7,000円を増額し、職員人件費の調整分として12万円を増額、会計年度任用職員人件費の調整分として129万6,000円を減額しようとするものでございます。

歳入補正の内容は、歳出の減額に伴い、3款一般会計繰入金において17万9,000円を減額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第96号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

◎議案第97号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第97号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第97号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額2億4,884万6,000円に15万9,000円増額し、2億4,900万5,000円にしようとするものでございます。

その内容は、職員人件費の精査として、3目総係費を増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第97号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第98号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第19、議案第98号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第98号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、下水道事業費用の既決額1億8,898万3,000円に10万6,000円増額し、1億8,908万9,000円にしようとするものでございます。

その内容は、職員人件費の精査として、2目総係費を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第98号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月1日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後、1時30分より、この場で全員協議会を開催し、諸会議の報告をしたいと思っておりますので、ご協力願います。

散会 午後 1時19分